

楠ヶ丘地区

面積	174,714.76㎡
区画数	755区画
認可年月日	認可 R2.4.9
有効期間	15年
用途地域	第1種低層住居専用地域

■概要

(建築物に関する基準)

第6条 協定区域内の建築物に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築物の敷地は、本協定締結時の区画とする。ただし、合併又は分割後の1区画の面積が165㎡以上のものについてはこの限りではない。
- (2) 建築することができる建築物の用途は、次に掲げるものとする。
 - イ 一戸建て専用住宅
 - ロ 診療所
 - ハ 第11条に規定する運営委員会（以下「委員会」という。）が、良好な住宅地としての環境を損なわないと認めた第一種低層住居専用地域に建築することができる建築物
- (3) 土地の所有者等は、建築物を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。

